

# 千代田区特別職報酬等審議会条例

〔地方自治法第138条の4  
・第202条の3に基づき制定〕

昭和39年7月20日 条例第30号

改正 昭和48年4月1日条例第11号

平成17年9月30日条例第17号

平成19年2月27日条例第1号

平成19年3月1日条例第2号

平成20年7月7日条例第22号

平成20年10月8日条例第29号

平成27年3月4日条例第17号

平成28年3月17日条例第19号

(設置)

**第1条** 区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料等の額（以下「報酬等の額」という。）について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の附属機関として、千代田区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平17条例17・平19条例2・平20条例29・平27条例17・平28条例19・一  
改）

(意見の聴取)

**第2条** 区長は、報酬等の額の定め方を改めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞くことができる。

3 区長は、少なくとも3年に1回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞かなければならない。

（昭48条例11・全改）

(組織)

**第3条** 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が委嘱する委員12人以内をもつて組織する。

(平 27 条例 17・一改)

(委員の任期)

**第 4 条** 委員の任期は、第 2 条の規定により意見を求められた報酬等の額についての審議が終了したときまでとする。

(会長の選任・権限)

**第 5 条** 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

**第 6 条** 審議会は、区長が招集する。

(定足数)

**第 7 条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

**第 8 条** 審議会の庶務は、政策経営部において処理する。

(平 20 条例 22・一改)

(委任)

**第 9 条** この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和 48 年 4 月 1 日条例第 11 号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

**附 則** (平成 17 年 9 月 30 日条例第 17 号) 抄

(施行期日)

**第 1 条** この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 3 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 7 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 8 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日条例第 17 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 17 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。